（前のページより続き）

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**九）

○厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件（**厚生労働**一五三）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示（**同**一五四）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第三条第三項の規定により読み替えて適用する農業近代化資金融通法施行令第二条等の規定に基づき農林水産大臣が指定する期間を定める件（**農林水産**九〇〇）

六〇

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（法律第四〇号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めることとした。（第一条関係）

2　特定被災地方公共団体等に対する補助等

(一)　東日本大震災により被害を受けた以下に掲げる施設の災害復旧事業について、総合負担軽減方式により算定した補助率で、国が補助を行うこととした。（第三条関係）

(1)　水道施設
(2)　工業用水道施設
(3)　改良住宅
(4)　交通安全施設等
(5)　都市施設
(6)　廃棄物処理施設
(7)　集落排水施設

(二)　東日本大震災により被害を受けた以下に掲げる施設の災害復旧事業について、国が補助等を行うこととした。

(1)　警察施設（交通安全施設等を除く。）（第四条関係）
(2)　市町村庁舎（第六条関係）
(3)　消防施設（第七条関係）
(4)　保健所（第四四条関係）
(5)　公立火葬場（第四五条関係）
(6)　医療機関（第四六条関係）
(7)　公立と畜場（第四七条関係）
(8)　社会福祉施設等（公立又は社会福祉法人施設）（第四八条関係）
(9)　中央卸売市場（第一〇六条関係）
(10)　特定用途港湾施設（第一三五条関係）
(11)　空港（第一三六条関係）
(12)　空港機能施設（第一三七条関係）

(三)　特定被災地方公共団体を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第三条第一項に規定する特定地方公共団体とみなして、同法の規定を適用することとした。（第五条関係）

(四)　東日本大震災により特に必要となった廃棄物の処理を行うための費用について、総合負担軽減方式により算定した補助率で、国が補助を行うこととした。（第一三九条関係）

3　社会保険の加入者等についての負担の軽減

次に掲げる社会保険等について、その加入者、対象者等に保険料の減免等による負担の軽減を行うこととした。

(1)　恩給法関係（第一一条関係）
(2)　国家公務員災害補償（第一三条関係）
(3)　国家公務員退職手当（第一四条等関係）
(4)　地方公務員共済（第一五条等関係）
(5)　地方公務員災害補償（第二三条関係）
(6)　旧令共済（第二五条関係）
(7)　国家公務員共済（第二六条等関係）
(8)　私立学校教職員共済（第三八条等関係）
(9)　健康保険（第四九条等関係）
(10)　船員保険（第五九条等関係）
(11)　国民健康保険（第六七条等関係）
(12)　後期高齢者医療（第七四条等関係）
(13)　労働者災害補償保険（第七九条関係）
(14)　中小企業退職金共済（第八〇条関係）
(15)　労働保険（第八一条関係）
(16)　雇用保険（第八二条関係）
(17)　石綿による健康被害の救済に関する法律関係（第八三条等関係）
(18)　障害児施設給付費等（第八五条等関係）
(19)　介護給付費等（第八七条等関係）
(20)　介護保険（第八九条等関係）
(21)　戦傷病者戦没者遺族等援護法関係（第九三条関係）
(22)　厚生年金保険（第九四条等関係）
(23)　国民年金（第九八条等関係）
(24)　確定給付企業年金（第一〇〇条関係）
(25)　確定拠出年金（第一〇一条関係）
(26)　子ども手当（第一〇二条関係）
(27)　農林漁業団体職員共済（第一〇七条関係）
(28)　農業者年金（第一〇八条関係）
(29)　公害健康被害の補償等に関する法律関係（第一四〇条関係）
(30)　防衛省の職員の給与等に関する法律関係（第一四一条等関係）
農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援

4

(一)　一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れ等を行うこととした。（第三四条等関係）

(二)　株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫の行う危機対応業務の円滑な実施のために行われる出資の延長を行うこととした。（第三六条等関係）

(三)　次に掲げる法律の定める保証等における国のてん補率の引き上げ等を行うこととした。

(1)　中小漁業融資保証法（第一〇九条関係）
(2)　農業信用保証保険法（第一一二条関係）
(3)　中小企業信用保険法（第一二八条関係）

(四)　株式会社日本政策金融公庫の行う貸付けのほか、次に掲げる法律の定める資金の償還期限の延長等を行うこととした。

(1)　災害弔慰金の支給等に関する法律（第一〇三条関係）
(2)　農業改良資金融通法（第一一〇条関係）
(3)　農業近代化資金融通法（第一一一条関係）
(4)　漁業近代化資金融通法（第一一三条関係）
(5)　林業・木材産業改善資金助成法（第一一四条関係）
(6)　沿岸漁業改善資金助成法（第一一五条関係）
(7)　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（第一一六条関係）
(8)　農業経営基盤強化促進法（第一一七条関係）
(9)　青年等の就農促進のための資金の貸付けに関する特別措置法（第一一八条関係）
(10)　林業労働力の確保の促進に関する法律（第一一九条関係）
(11)　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（第一二〇条関係）
(12)　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（第一二二条関係）

六一